

平成 17 年国勢調査の概要と利用上の注意

■平成 17 年国勢調査の概要

調査の目的

我が国の人口の状況を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われました。

調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 4 条第 2 項の規定ならびに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

- ・国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の時期

平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在によって行われました。

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、調査区域内に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなして調査を行いました。

調査事項

次に掲げる調査事項について調査しました。

<世帯員に関する事項>

- (1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続き柄 (5)配偶の関係
(6)国籍 (7)就業状態 (8)就業時間 (9)所属の事業所の名称および事業の種類
(10)仕事の種類 (11)従業上の地位 (12)従業地または通学地

<世帯に関する事項>

- (13)世帯の種類 (14)世帯員の数 (15)住居の種類 (16)住宅の床面積
(17)住宅の建て方

■利用上の注意

1. 本書は、特に注記しない限り久御山町に関する統計資料を収録しています。
2. 数字の単位未満は、原則として四捨五入をしているため、総数とその内訳数値の合計が一致しない場合があります。
3. 数字の単位は、各統計表とも右上部に明記し、個々の注釈は、各表の左下部に脚注しています。
4. 統計表中、「年次」とは1月から12月を示します。
5. 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「△」	減少したもの
「－」	該当数字なし
「…」	不詳又は資料なし